

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年4月 23 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
厚生年金保険関係	7件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500346号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600001号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年9月1日から令和5年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年9月及び同年10月の標準報酬月額については、22万円を26万円、同年11月の標準報酬月額については、22万円を24万円、同年12月から令和元年8月までの標準報酬月額については、22万円を26万円、同年9月から令和3年8月までの標準報酬月額については、22万円を28万円、同年9月から令和5年8月までの標準報酬月額については、24万円を28万円とする。

平成30年9月から令和5年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成30年9月から令和5年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を5万円、請求期間③の標準賞与額を4万円、請求期間④から⑧までの各期間の標準賞与額を2万円、請求期間⑨の標準賞与額を4万円、請求期間⑩の標準賞与額を2万円、請求期間⑪の標準賞与額を10万円、請求期間⑫の標準賞与額を2万円、請求期間⑬の標準賞与額を14万5,000円、請求期間⑭の標準賞与額を2万5,000円、請求期間⑮の標準賞与額を14万円、請求期間⑯の標準賞与額を7万5,000円、請求期間⑰の標準賞与額を23万円、請求期間⑱、⑲及び⑳の標準賞与額を7万5,000円、請求期間㉑の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

請求者のA社における請求期間㉑の標準賞与額を23万7,000円から30万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間②から㉑までの各期間の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②から㉑までの各期間及び請求期間㉑の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主は、請求者に係る請求期間㉑の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を

履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における請求期間④から⑧までの各期間の標準賞与額を2万5,000円、請求期間⑨の標準賞与額を5万円、請求期間⑩及び⑫の標準賞与額を2万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間④から⑩までの各期間及び請求期間⑫の訂正後の標準賞与額（上記第1の2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年9月1日から令和5年9月1日まで
② 平成18年12月25日
③ 平成21年5月25日
④ 平成21年12月25日
⑤ 平成22年12月24日
⑥ 平成23年12月22日
⑦ 平成24年12月25日
⑧ 平成25年12月25日
⑨ 平成26年5月23日
⑩ 平成26年12月25日
⑪ 平成27年5月25日
⑫ 平成27年12月25日
⑬ 平成28年5月25日
⑭ 平成28年12月22日
⑮ 平成29年5月25日
⑯ 平成29年12月25日
⑰ 平成30年5月25日
⑱ 平成30年12月25日

⑱ 令和元年12月20日

⑳ 令和2年12月18日

㉑ 令和3年5月25日

㉒ 令和4年12月23日

請求期間①について、A社における標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違していた。

請求期間②、③、⑪、⑬及び請求期間⑮から⑳までの各期間並びに請求期間㉒について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、賞与の記録がなかった。

請求期間㉑について、国の記録が実際の賞与支給額よりも低額となっていた。

事業主が年金事務所に提出した請求期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の訂正届、請求期間②、③、⑪、⑬及び請求期間⑮から⑳までの各期間並びに請求期間㉒に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）並びに請求期間㉒に係る賞与支払届の訂正届により、請求期間①に係る標準報酬月額の記録が訂正され、請求期間②、③、⑪、⑬及び請求期間⑮から⑳までの各期間並びに請求期間㉒について賞与が記録され、請求期間㉑について標準賞与額の記録が訂正されたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、請求期間①の標準報酬月額並びに請求期間②、③、⑪、⑬及び請求期間⑮から㉒までの各期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

また、請求期間④から⑩までの各期間並びに請求期間⑫及び⑭について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、賞与の記録がないので、賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、事業主の回答、請求者から提出された給与支払明細書及び事業主から提出された請求者の給与台帳により確認できる請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、上記給与支払明細書及び給与台帳により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 30 年 9 月及び同年 10 月は 26 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月から令和元年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から令和 5 年 8 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の算定基礎届の訂正届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 7 年 10 月 7 日に年金事務所に対して提出していることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑳までの各期間及び請求期間㉔について、事業主の回答、上記給与支払明細書及び給与台帳により、請求者は、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間㉑について、事業主の回答、上記給与支払明細書及び給与台帳により、請求者はオンライン記録の標準賞与額（23 万 7,000 円）を超える 30 万 5,000 円の賞与の支払を受け、標準賞与額 31 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から㉔までの各期間の標準賞与額については、事業主の回答、上記給与支払明細書及び給与台帳により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 5 万円、請求期間③は 4 万円、請求期間④から⑧までの各期間は 2 万円、請求期間⑨は 4 万円、請求期間⑩は 2 万円、請求期間⑪は 10 万円、請求期間⑫は 2 万円、請求期間⑬は 14 万 5,000 円、請求期間⑭は 2 万 5,000 円、請求期間⑮は 14 万円、請求期間⑯は 7 万 5,000 円、請求期間⑰は 23 万円、請求期間⑱、⑲及び㉒は 7 万 5,000 円、請求期間㉓は 30 万 5,000 円、請求期間㉔は 7 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②、③、⑪、⑬及び請求期間⑮から㉔までの各期間並びに請求期間㉔について、賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効に

より消滅した後の令和7年10月7日に年金事務所に対して提出していること、請求期間①について、請求者の賞与支払届の訂正届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和7年10月7日に年金事務所に対して提出していること、請求期間④から⑩までの各期間並びに請求期間⑫及び⑭について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②から⑳までの各期間及び請求期間㉔に係る厚生年金保険料並びに請求期間㉔に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②から㉔までの各期間に係る厚生年金保険料（請求期間①については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間④から⑩までの各期間及び請求期間⑫について、事業主の回答、上記給与支払明細書及び給与台帳により確認できる請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求期間④から⑩までの各期間及び請求期間⑫の標準賞与額については、請求期間④から⑧までの各期間は2万5,000円、請求期間⑨は5万円、請求期間⑩及び⑫は2万5,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記第3の2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500349号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年2月1日から平成2年7月21日

私は、請求期間にB社からA社に派遣され、C業務に従事したが、厚生年金保険被保険者記録がない。A社の名刺を所持しているため、請求期間をA社の厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の名刺から、勤務期間の特定はできないが、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社を継承したD社は、請求者の在籍記録及び給与支給の実績はない旨回答しており、A社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、A社に係る請求者の雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、請求者は同僚の氏名を記憶しておらず、同僚に対して照会することができないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、昭和63年2月1日から平成元年2月1日までの期間にB社における請求者の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、請求者は、請求期間において国民年金被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500347号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600003号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①の賞与支払年月日を平成25年8月8日、標準賞与額を5万円、請求期間②の賞与支払年月日を同年12月17日、標準賞与額を15万円、請求期間③の賞与支払年月日を平成27年8月7日、標準賞与額を15万5,000円、請求期間④の賞与支払年月日を同年12月18日、標準賞与額を16万5,000円、請求期間⑤の賞与支払年月日を平成28年8月10日、標準賞与額を15万5,000円、請求期間⑥の賞与支払年月日を同年12月20日、標準賞与額を16万2,000円、請求期間⑦の賞与支払年月日を平成29年8月7日、標準賞与額を15万2,000円、請求期間⑧の賞与支払年月日を同年12月19日、標準賞与額を17万1,000円、請求期間⑨の賞与支払年月日を平成30年8月8日、標準賞与額を17万6,000円、請求期間⑩の賞与支払年月日を同年12月14日、標準賞与額を19万円、請求期間⑪の賞与支払年月日を令和元年8月7日、標準賞与額を20万円、請求期間⑫の賞与支払年月日を同年12月16日、標準賞与額を20万円、請求期間⑬の賞与支払年月日を令和2年8月7日、標準賞与額を22万円、請求期間⑭の賞与支払年月日を同年12月16日、標準賞与額を23万円、請求期間⑮の賞与支払年月日を令和3年8月6日、標準賞与額を25万円、請求期間⑯の賞与支払年月日を同年12月14日、標準賞与額を27万円、請求期間⑰の賞与支払年月日を令和4年8月8日、標準賞与額を27万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑰までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑰までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間⑥の標準賞与額を16万5,000円、請求期間⑦の標準賞与額を15万5,000円、請求期間⑧の標準賞与額を17万5,000円、請求期間⑨の標準賞与額を18万円、請求期間⑩の標準賞与額を19万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥から⑩までの各期間の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年 8 月
② 平成25年12月
③ 平成27年 8 月
④ 平成27年12月
⑤ 平成28年 8 月
⑥ 平成28年12月
⑦ 平成29年 8 月
⑧ 平成29年12月
⑨ 平成30年 8 月
⑩ 平成30年12月
⑪ 令和元年 8 月
⑫ 令和元年12月
⑬ 令和 2 年 8 月
⑭ 令和 2 年12月
⑮ 令和 3 年 8 月
⑯ 令和 3 年12月
⑰ 令和 4 年 8 月

私は、A社から請求期間①及び②並びに請求期間⑤から⑰までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①及び②並びに請求期間⑤から⑰までの各期間の賞与を記録してほしい。

請求期間③及び④について、私は、A社から請求期間③及び④において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社から提出された賞与一覧表及び請求者から提出された同社の賞与明細書

並びに請求者及びB銀行から提出された預金取引明細表(以下「預金取引明細表」という。)により、請求者は請求期間①から⑰までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑰までの各期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万円、請求期間②は15万円、請求期間③は15万5,000円、請求期間④は16万5,000円、請求期間⑤は15万5,000円、請求期間⑥は16万2,000円、請求期間⑦は15万2,000円、請求期間⑧は17万1,000円、請求期間⑨は17万6,000円、請求期間⑩は19万円、請求期間⑪及び⑫は20万円、請求期間⑬は22万円、請求期間⑭は23万円、請求期間⑮は25万円、請求期間⑯及び⑰は27万円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑰までの各期間の賞与支払年月日については、上記賞与一覧表より確認できる賞与支給日又は預金取引明細表の履歴から、請求期間①は平成25年8月8日、請求期間②は同年12月17日、請求期間③は平成27年8月7日、請求期間④は同年12月18日、請求期間⑤は平成28年8月10日、請求期間⑥は同年12月20日、請求期間⑦は平成29年8月7日、請求期間⑧は同年12月19日、請求期間⑨は平成30年8月8日、請求期間⑩は同年12月14日、請求期間⑪は令和元年8月7日、請求期間⑫は同年12月16日、請求期間⑬は令和2年8月7日、請求期間⑭は同年12月16日、請求期間⑮は令和3年8月6日、請求期間⑯は同年12月14日、請求期間⑰は令和4年8月8日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑰までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑰までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑰までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑥から⑩までの各期間について、上記賞与一覧表及び賞与明細書により確認できる請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間⑥から⑩までの各期間に係る標準賞与額については、請求期間⑥は16万5,000円、請求期間⑦は15万5,000円、請求期間⑧は17万5,000円、請求期間⑨は18万円、請求期間⑩は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500344号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600004号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を令和2年7月30日、標準賞与額を32万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間②について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を令和2年12月25日、標準賞与額を28万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年7月
② 令和2年12月

私は、請求期間①及び②にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①及び②の賞与に係る年金記録がない。賞与の明細書及び預金通帳を提出するので賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書令和2年7月分及び預金通帳により、請求者は、請求期間①において事業主から32万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間①の賞与支払年月日については、上記預金通帳から、令和2年7

月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和 2 年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から 28 万 7,000 円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係る A 事業所における請求期間②の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、28 万 7,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間②の賞与支払年月日については、上記預金通帳から、令和 2 年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500021号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600005号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①及び③の標準賞与額を38万5,000円、請求期間②の標準賞与額を49万6,000円、請求期間④の標準賞与額を49万7,000円、請求期間⑤の標準賞与額を38万8,000円、請求期間⑥の標準賞与額を39万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 平成30年7月30日
⑥ 令和2年7月30日
⑦ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑦までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から④までの各期間並びに請求期間⑥及び⑦は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑤は保険給付の対

象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。請求期間⑥及び⑦の賞与明細書はないが、請求期間①から⑤までの各期間は賞与明細書を提出するので、請求期間①から④までの各期間並びに請求期間⑥及び⑦は賞与を記録し、請求期間⑤は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに B 銀行から提出された「預金共通月中異動および残高明細表」（以下「預金取引明細表」という。）により、請求者は、事業主から請求期間①及び③は 38 万 5,000 円、請求期間②は 49 万 6,000 円、請求期間④は 49 万 7,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出を行っていない旨回答しており、オンライン記録によると、A 事業所における厚生年金保険被保険者の中に、請求期間①から④までの各期間の標準賞与額が記録されている者は確認できず、請求期間①から③までの各期間については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A 事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A 事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳、預金取引明細表、C 年金事務所が令和 6 年 6 月 7 日の事業所調査により A 事業所から入手した請求者の平成 30 年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑤において事業主から 38 万 8,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑤に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑤の賞

与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑤の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑥について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された請求期間⑥に係る賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から39万9,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑥に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑦において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、A事業所に対して文書照会を行ったが回答を得られない上、請求者は、請求期間⑦の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑦に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑦の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間⑦に住所を定めていたD市から提出された「③給与支払報告書（個人別明細書）」によると、令和2年の社会保険料控除額等の金額は確認できるが、請求者は、同年における各月の給与明細書を所持していないことから、

請求期間⑦の厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500041号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600006号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①及び③の標準賞与額を22万5,000円、請求期間②、④及び⑥の標準賞与額を27万8,000円、請求期間⑤の賞与支払年月日を平成29年7月25日、標準賞与額を22万6,000円、請求期間⑦の標準賞与額を22万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑦までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成3年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 平成29年7月
⑥ 平成29年12月25日
⑦ 令和2年7月30日
⑧ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑧までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該

賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず年金記録がない。請求期間①から⑧までの各期間うち一部の賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑧までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①及び③は22万5,000円、請求期間②及び④は27万8,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出を行っていない旨回答しており、オンライン記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者の中に、請求期間①から④までの各期間の標準賞与額が記録されている者は確認できず、請求期間①から③までの各期間については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者の預金口座があるB銀行から提出された「預金取引明細表（流動性）」（以下「預金取引明細表」という。）及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から22万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑤の賞与支払年月日については、預金取引明細表の取扱日及びオンライン記録により確認できる年金事務所段階で記録訂正されている者（以下「機構処理者」という。）の賞与支払年月日から、請求期間⑤は平成29年7月25日とすることが妥当である。

請求期間⑥について、請求者から提出された賞与明細書、預金取引明細表、機構処理者の賞与明細書により、請求者は、事業主から27万8,000円の賞与の支払を

受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

請求期間⑦について、請求者から提出された預金通帳、複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑦において事業主から22万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑤、⑥及び⑦に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑧について、請求者から提出された預金通帳、複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑧において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、A事業所に対して文書照会を行ったが回答を得られない上、請求者は、請求期間⑧の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑧に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑧の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間⑧に住所を定めていたC市から提出された「③給与支払報告書（個人別明細書）」によると、令和2年の社会保険料控除額等の金額は確認できるが、請求者は、同年における各月の給与明細書について、同年4月分しか所持していないことから、請求期間⑧の厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500289号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600007号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①及び③の標準賞与額を37万5,000円、請求期間②の標準賞与額を48万4,000円、請求期間④及び⑥の標準賞与額を48万5,000円、請求期間⑤の標準賞与額を37万6,000円、請求期間⑦の標準賞与額を37万8,000円、請求期間⑧の標準賞与額を38万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 平成29年7月25日
⑥ 平成29年12月25日
⑦ 平成30年7月30日
⑧ 令和2年7月30日

私は、請求期間①から⑧までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から⑥までの各期間及

び請求期間⑧は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。請求期間③から⑧までの各期間の賞与明細書はないが、請求期間①及び②は賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間及び請求期間⑧は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書、B銀行の預金通帳により、請求者は、A事業所から請求期間①は 37 万 5,000 円、請求期間②は 48 万 4,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③及び④について、請求者から提出されたB銀行の預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、A事業所から請求期間③は 37 万 5,000 円、請求期間④は 48 万 5,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出を行っていない旨回答しており、オンライン記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者の中に、請求期間①から④までの各期間の標準賞与額が記録されている者は確認できず、請求期間①から③までの各期間については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出されたB銀行の預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、A事業所から請求期間⑤は 37 万 6,000 円、請求期間⑥は 48 万 5,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑤及び⑥に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者から提出されたB銀行の預金通帳及びC年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳により、請求者は、A事業所から請求期間⑦は37万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑦に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後実施された前述の事業所調査において請求期間⑦に係る賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査で入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑧について、請求者から提出されたD銀行の預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、A事業所から請求期間⑧は38万8,000円の賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑧に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500333号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600008号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①及び③の標準賞与額を35万円、請求期間②の標準賞与額を45万3,000円、請求期間④の標準賞与額を45万4,000円、請求期間⑤の標準賞与額を35万3,000円、請求期間⑥の賞与支払年月日を令和2年7月30日、標準賞与額を43万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑦について、請求者のA事業所における標準賞与額を36万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 平成30年7月30日
⑥ 令和2年7月
⑦ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑦までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から④までの各期間並びに請求期間⑥及び⑦は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑤は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。請求期間①から⑦までの各期間の賞与明細書を提出するので、請求期間①から④までの各期間並びに請求期間⑥及び⑦は賞与を記録し、請求期間⑤は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、B銀行から提出された「預金共通月中異動および残高明細表」（以下「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①及び③は35万円、請求期間②は45万3,000円、請求期間④は45万4,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出を行っていない旨回答しており、オンライン記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者の中に、請求期間①から④までの各期間の標準賞与額が記録されている者は確認できず、請求期間①から③までの各期間については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書、預金取引明細表並びにC年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳及び賞与明細書により、請求者は、請求期間⑤において事業主から35万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたもの

と認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑤に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑤の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑤の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑥について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から43万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑥の賞与支払年月日については、上記賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、令和2年7月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑥に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑦において事業主から36万1,000円の賞与の支払を受けていたものと認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、賞与額及び財形貯蓄分の控除額が記載されているだけであり、社会保険料控除額の記載はなく、請求者の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑦における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間⑦の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、36万1,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。